

答 宮崎 豊
指定管理者全体に言える事であり、経済建設民生委員会の中で情報交換をしたり、内情を調査したりして進めていく事柄です。

質 山城 良一
村長に対して、「指定管理者の内部改革」をどういうふうにするのか、それと「指導管理の強化を望むもの」と、これは真栄田岬に限ったことですか。

答 宮崎 豊
しっかり確認することが出来なかった、出頭拒否が主要因となる。

質 山城 良一
「一層疑義を拡大させ」とあるが「疑義」とはどのようなものを指しているか。

答 宮崎 豊
2年以上かかって調査している中で、証人の出頭拒否だったり、色んな事柄をやっていくうちに、徐々に感じ始めました。

質 山城 良一
先ず「自ずと限界もあった」としているが、限界を感じたのはいつ頃ですか。

質疑

質 山城 良一

質

質 仲田 豊

「公の施設は公平性、公明性の確保が重要である」と述べてますが、真栄田岬周辺活性化施設は公平、公明さが無かったのか。

答 宮崎 豊
説明が取れなかったと、そういう意味で、今後大事な公平性、公明性が求められると思っております。

調査経費

平成24年度 (予算額)	200,000円)
報償費	10,000円
証人等費用弁償	74,200円
委員費用弁償	87,100円
役務費 (郵便料)	3,210円
合計	174,510円
平成25年度 (予算額)	300,000円)
証人等費用弁償	92,860円
委員費用弁償	186,480円
役務費 (郵便料)	14,180円
合計	293,520円

討論

反対討論

又吉 貢
効率化もでき経費の削減もできております。サービスの向上も大丈夫だと、公明性が無かったというのは、私として疑義があり反対します。

山城 良一
今回の調査では村当局に瑕疵があって意見として注意を促す、戒告と説明責任の義務を果たすようにと文面にあるが、当局に瑕疵があったような文書に見えてなりません。反対側の意見とします。

又吉 薫
調査権は議会に与えられた大切な権限であると思います。疑義を拡大させたままで、調査をうち切るということについては、大変残念であります。

賛成討論

山内 鈴子
村当局においても今後、十分に指導管理するのは行政の当然の義務であり、現指定管理者の内部改革と責任の義務を果たすよう指導の強化を望むものであり、私は賛成です。

喜納 正誠
指定管理者と執行部との仲にしっかり緊張感を持って、むらの財産を活用して頂きたい旨の意見を添えている意見書であります。委員長報告に賛成とさせていただきます。

吉山 盛次郎
真栄田区の活性化事業という名目で起動した、そういう中で、地域にもたらす活性化事業という名に相応しい事業であること、私は願って、この意見書を契機として村当局が指導と、そして株式会社まえだを引っ張って行かれんこと期待し、賛成討論とします。

100条委員会の結果報告に異議（意見書）有り！

恩納村の真栄田岬周辺活性化施設を指定管理する「株式会社まえだ」から、同施設の管理運営の実態調査に関する、村議会特別調査委員会（100条委員会）の報告に対し、異議を申して意見書が平成26年5月7日に提出されました。

記事担当 又吉 薫

討論

賛成討論

山内 鈴子
色んな意見が有って、今後の管理を一層良いものするためにも、指定管理を良きものとするためにも賛成します。

大城 堅三
真栄田区全員の賛助会員が賛同したのか、決して、そうではない、そのへんで委員会で調査して来ました。

当初の目的は隣接の自治区を巻き込んでの運営だったと思うが、今現在はなされてない、よってこの意見に賛成します。

吉山 盛次郎
所管事務調査で「株式会社まえだ」がはっきりしない、決算書も出した後、別の決算書が出された。そこで所管事務調査で参考人として呼び出されたが来なかった、それで100条で明らかにしようとした。100条においても証人喚問に感じなかった。説明責任がある、我々、3年間調べた。賛成の討論です。

喜納 正誠
民事訴訟法、弁護士を通じて、委員会が違法だから出席しない、益々、疑問事項に対する確認が出来ず一層の疑念を拡大させた。賛成討論とします。

反対討論

仲田 豊
事件性、財政面の不備な点があって、100条委員会を設置したと思います、しかし、100条委員会を設置して、なおさら疑惑に包まれた感じがします。有耶無耶にしないで村民に答えるべきであるということで反対意見とします。

又吉 貢
民間企業のノウハウを活かしサービスも向上し、地域の活性化もされ、決算の相違は無かった、賛助会員の義務や権限、透明性に欠ける部分も無かった、参考人招致のことも委員会での努力も無かったと思いますので反対します。

山城 良一
初期の目的が達成されたのか、いつになったらこの委員会が、何を目的にして終わろうとしていたのか、私は当初の粉飾決算が有るという形の中で、色々質疑もしたが、本来であれば刑事事件、勿論当局、行政側に瑕疵があって、目的は終わるんじゃないかと、そういうものも、懸念される面もあり反対です。

真栄田岬周辺活性化施設管理運営に関する意見書

真栄田岬周辺活性化施設は、沖縄北部特別振興対策事業において多額の公費を投入し整備された。委員会では、真栄田岬周辺活性化施設が当初の目的である「真栄田岬」を北部地域の観光拠点位置付け、周辺地域の活性化が図られているか、また、管理運営が適正に行われているかを、村当局及び指定管理者である「株式会社まえだ」に対し調査を行った。

調査にあたっては、地方自治法第100条に規程する調査権が当該地方公共団体の事務に限定されることから、自ずと限界もあった。

指定管理者の代表者が2月18日の証人出頭要求に対し応じなかったことは大変遺憾であり、調査を進めていく中で、より一層疑義を拡大させ、また、調査の進行の大きな妨げとなった。指定管理制度の主要な導入目的は、民間活力を利用した効率的・効果的な管理運営と経費の削減及び促進であり、公の施設は、公平性、公明性の確保が重要である。

村当局においては住民・利用者と協力し、指定管理者による管理が適正になされているか十分に指導、監視することは行政の当然の義務であり、今後、現指定管理者の内部改革と説明責任の義務を果たすよう指導の強化を望むものである。

平成26年3月20日
あて先 恩納村長 志喜屋文康
恩納村議会